

令和7年第2回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和7年6月4日(水)開会

午前10時

1 応招議員 9名

1番	松田 勝	2番	近藤 晃一
3番	森田 裕康	4番	福井 保夫
5番	浅野 勉	6番	上林 勝美
7番	山岡 敏	8番	増井 敬史
9番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	久保 茂樹		
総 務 部 長	吉田 一弘	住 民 生 活 部 長	勝 井 顯
事 業 部 長	廣瀬 好郁	理 事	池田 佳永
教 育 次 長	溝本 貴宏	会 計 管 理 者	富 士 青美
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉 田 貴史
税 務 課 長	藤岡 征章	住 民 課 長	吉 田 彰宏
子ども家庭推進室課長	西田 淳二	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井 上 育久

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡 さとこ	議会事務局リーダー	吉田 裕一
----------	--------	-----------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 報告第 1号 令和6年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）
- 第 6 議案第 1号 安堵町表彰条例の制定について
- 第 7 議案第 2号 令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について
- 第 8 議案第 3号 令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について
- 第 9 議案第 4号 令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について
- 第10 議案第 5号 奈良県G I G A第二期端末導入事業に係る情報端末機器売買契約の締結について
- 第11 議案第 6号 町道路線の新規認定について
- 第12 議案第 7号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
- 第13 報告第 3号 令和6年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について

開 会
午前10時00分

議長（近藤晃一） おはようございます。時間前ですけども、お揃いですので始めさせていただきます。只今から、令和7年第2回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。お願いいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 6月に入り、いよいよ梅雨の季節となってまいりました。これから秋に向けては台風等の自然災害時期でもありますので、日頃から住民の生命と財産を守るために、万全の体制で臨みたいと考えているところでございます。

議員の皆様におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そのような折ではございますが、令和7年第2回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員におかれましては公私ともお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただく案件でございますが、報告が3件、条例の制定が1件、令和7年度補正予算が3件、その他3件を合わせまして、合計10件でございます。

ます。

議員の皆様にご審議いただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

まずは、報告第1号「令和6年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」でございます。3月定例会におきまして承認をいただきました一般会計事業の繰越明許費について、繰越額が確定いたしましたので、令和6年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）」でございます。障害者総合支援事業費補助金の額確定に伴う返還等、早急に対応しなければならないものを専決処分したので、報告するものでございます。

次に、議案第1号「安堵町表彰条例の制定について」でございますが、安堵町の自治の振興及び公益の増進に寄与し、その功績が特に顕著な者または町民の模範となる行為のあった者を表彰するため、安堵町表彰条例を制定するものでございます。

次に、議案第2号「令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」でございます。定額減税調整給付金の不足額支給、障害者福祉システムの改修、安堵町こども計画の策定、日新湯の修繕・管理委託にかかる経費等を増額する補正でございます。

次に、議案第3号「令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について」及び議案第4号「令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」でございますが、国の少子化対策として、子育て世帯を支える全世代、全経済主体が、新しい分かち合い連帯の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて拠出される、子ども子育て支援金制度が令和8年に創設されることに伴うシステム改修費を増額補正するものでございます。

次に、議案第5号「奈良県G I G A第二期端末導入事業に係る情報端末機器売買契約の締結について」は、奈良県共同調達による奈良県G I G A第二期端末の購入契約の締結について、予定価格が700万円を超えており、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第6号「町道路線の新規認定について」でございますが、民間事業者が開発し、築造された道路について寄附の申し出があり、町の道路基準に適合するため、町道路線として新規認定するものでございます。

次に、議案第7号「山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」ござい

ます。新ごみ処理施設の開業に伴い、事務局の所在地を変更するため、構成市町村の議決が必要となるので、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約を変更するものでございます。

次に、報告第3号「令和6年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について」は、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項に基づき安堵町長へ提出し、地方自治法第243条の3第2項により議会へ報告するものでございます。

以上、簡単に説明を行いました。詳細は、その都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（近藤晃一） はい。西本町長ありがとうございました。

それでは、お手元の議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定によりまして、4番 福井保夫議員、5番 浅野勉議員を指名します。

よろしく願いいたします。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの13日間をしたいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から16日までの13日間とすることに決定をいたしました。

議長（近藤晃一） 日程第3「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告を行わせていただきます。

まずは、大阪・関西万博の安堵町出展についてでございます。現在、大阪夢洲におきまして、2025年日本国際博覧会、略称「大阪・関西万博」が、令和7年4月13日より10月13日まで開催をされようとしております。連日、世界中から多くの方が来場し、会場は大いに盛り上がっております。

奈良県は、関西パビリオンと連携いたしまして、4月15日から26日の12日間で、県内39市町村が3グループに分かれて出展を行いました。県が催したオール奈良マーケットの来場者数は、一日平均約4,000名の方が来場されたとのことでございます。

安堵町は、4月19日から22日の4日間で、「うぶすなの郷TOMIMOTO」と共同で、「陶芸絵付け体験」を出展いたしました。陶芸絵付け体験には174名の方が参加され、大変賑わっております。

次に、やまとecoクリーンセンターについてでございます。山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市内に建設した新しいごみ処理施設「やまとecoクリーンセンター」及び「やまとecoリサイクルセンター」が完成し、令和7年4月24日に竣工式が行われ、5月1日から本稼働いたしております。安堵町の可燃ごみは、まほろば環境衛生組合の中継施設が竣工するまでの間、広陵町のリレーセンターで積み替えを行い、新しいごみ処理施設に搬入しているところでございます。

次に、奈良県広域水道企業団についてでございます。将来にわたって、安全で安心な水道水を供給するため、また、広域で連携して水道事業が抱える老朽化対策などの取組を行うことを目的に、令和6年11月に、奈良県広域水道企業団が設立されました。令和7年4月1日より、奈良県と本町を含む26市町村の水道事業を統合し、この企業団で共同運営することとなりました。

今後は、構成団体が連携・協力して、個別では対応が困難であった水道施設の老朽化対策、財政基盤の強化などに取り組み、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、老人総合福祉施設あくなみ苑の事業譲渡についてでございます。老人総合福祉施設あくなみ苑につきましては、これまで老人福祉施設三室園組合が、宝山寺福祉事業団を指定管理者として運営を行ってまいりましたが、令和8年4月1日より宝山寺福祉事業団に事業譲渡することとなり、現在、準備を進めているところでございます。

現況でございますが、令和7年3月26日に、老人総合福祉施設あくなみ苑の譲渡に関する協定書の締結が行われました。令和7年4月1日に、無償譲渡契約書の締結が行われたところでございます。

以上でございます。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

（久保教育長 登壇）

教育長（久保茂樹） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

教育長（久保茂樹） 教育委員会として行政報告をさせていただきます。教育委員会所管事務について、3月議会で御報告させていただいた以降の新たな事項について報告をさせていただきます。

まずはじめに、学校給食につきまして、食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮し、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、令和7年度の学校給食費の無償化を行っております。栄養価の高い、おいしい給食を提供するとともに、子育てしやすい町づくりを今後も目指してまいります。

続きまして、こども園・町立学校において、令和6年度の保育・教育課程の執行を終え、来賓の方々御臨席のうえ、卒園・卒業式、令和7年度の入園・入学式を挙げる

ことができました。現在、各校園では、新年度の保育・教育課程を順調に進めているところであります。

中学校においては、5月14日から16日にかけて広島方面へ赴き、平和学習や体験学習を目的とした修学旅行を無事終えることができました。

また、小学校につきましては、5月27日に4年生が吐山の野外活動センターへ、5・6年生が明日香地方へ遠足を実施。同じ週の29日には1年生が檀原昆虫館へ、2年生が大型児童館ビッグバンへ、3年生がキッズプラザ大阪への遠足を実施できました。

次に、教育委員会が所管している社会体育関係ですが、4月6日に安堵町スポーツ協会主催の大会が安堵中央公園で、5月11日には生駒郡民スポーツ大会が郡内各町において実施されました。

また、令和7年度の安堵町民体育祭については、第50回大会という記念すべき大会となるため、住民の皆さんに喜んでいただけるよう、10月下旬の開催予定日に向けて準備を進めてまいりたいと考えています。

今後におきましても、町立学校及びこども園の諸行事の実施、社会教育事業等、円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（近藤晃一） 教育長ありがとうございました。

これで、行政報告を終わります。

議長（近藤晃一） 日程第4 報告第1号「令和6年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案件について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いたします。報告第1号「令和6年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」説明させていただきます。

令和7年第1回議会定例会で御承認いただいた、令和6年度から令和7年度への繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

令和6年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書2ページと3ページを御覧ください。事業名と財源内訳について説明させていただきます。

2款 総務費、1項 総務管理費、事業名は庁舎維持管理経費（臨時）、金額は619万円。翌年度繰越額618万2,000円で、財源は町債490万円、一般財源128万2,000円をもって充てさせていただきます。

3款 民生費、1項 社会福祉費、事業名は電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、金額は4,453万4,000円。翌年度繰越額2,270万594円で、財源は全額国県支出金でございます。

同款、同項、事業名は福祉保健センター管理運営事業費（臨時）、金額は1,775万8,000円。翌年度繰越額は0円でございます。

7款 土木費、2項 道路橋梁費、事業名は社会資本整備総合交付金事業（臨時）、金額は900万円。翌年度繰越額同額で、財源は国県支出金529万7,000円、町債310万円、一般財源60万3,000円をもって充てさせていただきます。

最後でございます。8款 消防費、1項 消防費、事業名は災害時移動式トイレカー購入事業、金額は972万4,000円。翌年度繰越額同額で、財源は国県支出金486万円、町債480万円、一般財源6万4,000円をもって充てさせていただきます。

従いまして、翌年度に繰り越す額は、合計4,760万6,594円で、財源は国県支出金3,285万7,594円、町債1,280万円、一般財源194万9,000円をもって充てさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 令和6年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月4日報告、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の、令和6年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上、報告申し上げます。

議長（近藤晃一） 今、繰越について説明いただきました。

質疑、ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終結いたします。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第5 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）」を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 引き続き、総合政策課 増田でございます。よろしくお願いたします。報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）」説明させていただきます。

本補正につきましては、令和5年度障害者総合支援事業費補助金の交付額が確定し、超過交付となった30万8,000円を返還することとなったこと及び福祉保健センターにおける消防用非常電源が点検により不具合があることが判明し、修繕する必要

が生じたため、その予算について補正予算を計上するものでございます。

専決理由といたしましては、令和5年度障害者総合支援事業費補助金の返還期日が6月上旬であり、早急に事務手続きを進める必要があったこと。また福祉保健センターの消防用非常電源につきましては、火災時に稼働しないことにより、利用者の安全が確保できないため、早急に修繕する必要があったため、両事業とも令和7年5月16日に専決処分させていただきましたので、議会に報告するものでございます。

それでは、補正予算書10ページ、11ページ、歳出を御覧ください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費におきまして、令和5年度障害者総合支援事業費補助金の返還のため30万8,000円の増額。

同款、同項、4目 福祉保健センター費におきまして、福祉保健センターの消防用非常電源の修繕のため26万2,000円の増額でございます。

次に、戻っていただきまして8ページ、9ページ、歳入をお願いいたします。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 基金繰入金につきまして、57万円を増額補正いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和7年6月4日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月16日専決、安堵町長 西本安博。

次に、補正予算書の2ページをお願いいたします。

令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）

令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,554万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月16日専決、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額6億566万3,000円、補正額57万円、計6億623万3,000円。

歳入合計。補正前の額43億7,497万8,000円、補正額57万円、計43億7,554万8,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額8億1,970万8,000円、補正額57万円、計8億2,027万8,000円。

歳出合計。補正前の額43億7,497万8,000円、補正額57万円、計43億7,554万8,000円でございます。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認よろしくをお願いいたします。

議長（近藤晃一） はい。説明いただきました。これより、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

報告第2号は、原案のとおり承認されました。

議長（近藤晃一） 日程第6 議案第1号「安堵町表彰条例の制定について」を議題とします。

本案件について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第1号「安堵町表彰条例の制定について」説明させていただきます。

本条例につきましては、安堵町の自治の振興及び公益の増進に貢献した者または町民の模範となる行為があった者を表彰するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案書の次のページ、1ページの条例本文を御覧ください。

第1条では、本条例の目的を規定しています。

第2条では、表彰を行うにあたり、表彰に該当する者を規定しています。第1号は地方自治の振興発展に貢献した者、第2号は社会福祉の増進に貢献した者、第3号は教育、文化の向上に貢献した者、第4号は産業の振興発展に貢献した者、第5号は町民の模範となる行為のあった者をそれぞれ各号で規定しています。

第3条では、表彰の方法で、表彰状または感謝状を授与することを規定しています。

第4条では、表彰の決定した者が表彰前に死亡した時に、追彰できることを規定しております。

第5条では、表彰の時期を町長が別に定める旨、規定をしています。

第6条では、表彰された者を広報誌等で公表することを規定しています。

第7条では、被表彰者が拘禁刑以上の刑に処されたことが判明した時に、資格を喪失することを規定しております。

第8条では、この条例の他に、必要な事項は町長が別に定めることを規定しており

ます。

以上でございます。

なお、本条例の施行日につきましては、公布の日でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町表彰条例の制定について

安堵町表彰条例を別紙のとおり提出する。

令和7年6月4日提出、安堵町長 西本安博。

本件につきまして御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 本案件につきまして、質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっております議案第1号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思えます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第7 議案第2号「令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第2号「令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」でございます。それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、はじめに歳出でございます。10ページをお願いいたします。

2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費で、定額減税調整給付金の不足額を支給するための予算について1,537万8,000円の増額補正を行います。

3款 民生費につきまして、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費で、障害者に対する労働選択支援制度の創設に伴い、障害者福祉システムの改修が必要となったため196万9,000円の増額補正。同款、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費につきましては、こども基本法に基づき、安堵町こども計画を策定するための予算について558万8,000円の増額補正でございます。

次のページをめくっていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。同款、3項 人権対策費、4目 共同浴場管理運営費につきまして、共同浴場日新湯の給湯ポンプの故障を修繕するための予算及び日新湯休業日における管理業務を委託するための予算について122万4,000円の増額補正を行います。

次に、8款 消防費、1項 消防費、1目 非常備消防費で、消防団員退職に伴う退職報償金が生じたため20万円の増額補正。さらに同款、同項、2目 災害対策費で、公用車の修繕で4万2,000円の増額でございます。

次に、歳入でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金につきましては、総務費の補正予算の定額減税不足額給付に対する国庫の財源として1,537万8,000円の増額補正。同款、同項、2目 民生費国庫補助金につきましては、民生費の歳出補正のシステム改修に対する国庫の財源として98万4,000円の増額補正。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金で783万9,000円の増額補正。

最後に、20款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入につきまして、消防費の歳出補正の消防団員退職に伴う退職報償金に対する財源として20万円の増額補正でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年6月4日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書の2ページをお願いいたします。

議案第2号 令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）

令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,440万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,994万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月4日提出、安堵町長 西本安博。

次、3ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額1億6,066万5,000円、補正額1,636万2,000円、計1億7,702万7,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額6億623万3,000円、補正額783万9,000円、計6億1,407万2,000円。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額6,828万3,000円、補正額20万円、計6,848万3,000円。

歳入合計。補正前の額43億7,554万8,000円、補正額2,440万1,000円、計43億9,994万9,000円。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款 総務費、2項 徴税費、補正前の額6,967万円、補正額1,537万8,000円、計8,504万8,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額8億2,027万8,000円、補正額196万9,000円、計8億2,224万7,000円。

2項 児童福祉費、補正前の額5億6,789万3,000円、補正額558万8,000円、計5億7,348万1,000円。

3項 人権対策費、補正前の額4,345万2,000円、補正額122万4,000円、計4,467万6,000円。

8款 消防費、1項 消防費、補正前の額1億8,120万7,000円、補正額24万2,000円、計1億8,144万9,000円。

歳出合計。補正前の額43億7,554万8,000円、補正額2,440万1,000円、計43億9,994万9,000円でございます。

5ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 本件につきまして、質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第2号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（近藤晃一）　続きます、日程第8　議案第3号「令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長　登壇）

住民課長（吉田彰宏）　改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願ひします。それでは、議案第3号「令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について」を御説明させていただきます。

本補正につきましては、国の少子化対策として、子育て世帯を支える全世代、全経済主体が分かち合う連帯の仕組として、各保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する、子ども子育て支援金制度を創設されました。

制度の内容といたしましては、国の子育て支援施策である児童手当や妊婦のための支援給付等の財源確保のため、令和8年度から令和10年度の3年間、国民健康保険税と併せて子ども子育て支援金が徴収されます。

その制度に対応するために、本町の電算システムを令和7年度に改修する必要があるため、この度システム改修費を564万3,000円の増額補正を行うものでございます。

それでは、詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。補正予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出。1款　総務費、1項　総務管理費、1目　一般管理費で564万3,000円の増額でございます。

この財源といたしましては、1ページ戻っていただきまして8ページと9ページをお願いいたします。

歳入。7款　国庫支出金、1項　国庫補助金、6目　子ども子育て支援金制度補助金で564万3,000円の増額でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号 令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和7年6月4日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

議案第3号 令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ564万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,056万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月4日提出、安堵町長 西本安博。

次の、3ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。7款 国庫支出金、1項 国庫補助金、補正前の額が0円、補正額が564万3,000円、計564万3,000円。

歳入合計。補正前の額9億8,492万6,000円、補正額564万3,000円、計9億9,056万9,000円。

次の、4ページをお願いいたします。

歳出です。1款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額530万2,000円、補正額564万3,000円、計1,094万5,000円。

歳出合計。補正前の額9億8,492万6,000円、補正額564万3,000円、計9億9,056万9,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決のほどよろしくをお願いします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(近藤晃一) はい。お座りください。全員賛成でございます。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長(近藤晃一) 日程第9 議案第4号「令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正
予算(補正第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(吉田彰宏) はい、議長。

議長(近藤晃一) はい。吉田住民課長。

(吉田住民課長 登壇)

住民課長（吉田彰宏） 住民課の吉田です。よろしく申し上げます。それでは、議案第4号「令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましても、先ほどの議案第3号「国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」で御説明させていただきました内容と同様で、国の少子化対策として、子育て世帯を支える全世代、全経済主体が分かち合う連帯の仕組として、各保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する、子ども子育て支援金制度を創設されました。

制度の内容といたしましては、国の子育て支援施策である児童手当や妊婦の支援給付等の財源確保のため、令和8年度から令和10年度までの3年間、後期高齢者医療保険料と併せて子ども子育て支援金が徴収されます。

その制度に対応するために、本町の電算システムを令和7年度に改修する必要があるため、この度システム改修費176万円の増額補正を行うものでございます。

それでは、詳細につきましては、補正予算書により御説明させていただきます。補正予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で176万円の増額。

この財源といたしましては、1ページ戻っていただきまして8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入です。7款 国庫支出金、1項 国庫補助金、2目 子ども子育て支援金制度補助金で176万円の増額補正です。

以上でございます。

それでは、表に戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第4号 令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和7年6月4日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

議案第4号 令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）

令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ176万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,535万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月4日提出、安堵町長 西本安博。

次の、3ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

まず歳入です。7款 国庫支出金、1項 国庫補助金、補正前の額は0円、補正額が176万円で、計176万円。

歳入合計。補正前の額が1億6,359万9,000円、補正額176万円、計1億6,535万9,000円。

次のページをお願いします。

歳出です。1款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額が88万円、補正額が176万円、計264万円。

歳出合計。補正前の額1億6,359万9,000円、補正額176万円、計1億6,535万9,000円。

次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(近藤晃一) 起立全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長(近藤晃一) 只今、10時48分ですので、11時まで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時48分)

再 開 (午前11時00分)

議長(近藤晃一) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第10 議案第5号「奈良県GIGA第二期端末導入事業に係る情報端末機器
売買契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長(溝本貴宏) はい、議長。

議長(近藤晃一) はい。溝本教育次長。

(溝本教育次長 登壇)

教育次長(溝本貴宏) おはようございます。教育委員会事務局 溝本でございます。よろ
しく願います。議案第5号「奈良県GIGA第二期端末導入事業に係る情報

端末機器売買契約の締結について」を御説明させていただきます。

本件につきましては、第一期、令和2年に導入いたしました児童生徒学習用パソコンの更新でございます。児童生徒学習用パソコンの共同調達につきましては、奈良県での一般競争入札によりまして業者選定を実施し、決定されました。その内容に伴いまして市町村ごとの随意契約となります。

予定価格が700万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本契約を締結するため、本議会に上程するものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第5号「奈良県GIGA第二期端末導入事業に係る情報端末機器売買契約の締結について」

奈良県GIGA第二期端末導入事業に係る情報端末機器売買契約（令和7年度当初予算）の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月4日 提出、安堵町長 西本安博。

記。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 児童生徒学習用パソコン等備品購入（395式） |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約の金額 | 2,163万8,100円（うち消費税196万7,100円） |
| 4. 契約の相手方 | 奈良県奈良市高天町10-1 T.T.ビル4階
キステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井門 英也 |
| 5. 予定価格 | 2,368万250円（税込） |

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 議案第5号に関しまして、この導入、誠に結構なことで、締結していただきありがとうございます。いろいろと普段、教育委員会の方にですね、いろいろと、この学校の現場、こども園、そしてまた小学校中学校の現場をですね、我々議会議員が、できるだけ学校の方の、現場の方に出向きさせていただいて、このような機会を活用しながら、児童また生徒が授業に取り組んでいる姿を拝見をさせていただけたらという思いでありますので、まずその辺、議長の方から行政の方へ、また申し伝えさせていただいて、今後実施していただくようお願いいたしまして質問を終わります。

議長（近藤晃一） はい。今、森田瞳議員から参観等の御要望がございました。またそれらにつきまして御検討いただいて、答弁いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これについては、よろしいですね。

9番（森田 瞳） はい。

議長（近藤晃一） では、よろしく願いいたします。

それでは、本案につきまして他に質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(近藤晃一) 起立全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(近藤晃一) 日程第11 議案第6号「町道路線の新規認定について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

理事(池田佳永) はい、議長。

議長(近藤晃一) はい。池田理事。

(池田理事 登壇)

理事(池田佳永) おはようございます。事業課の池田でございます。それでは、議案第6号「町道路線の新規認定について」を御説明させていただきます。

本案は、東安堵地内で民間事業所が開発し、築造されました道路につきまして、町へ寄附したいとの申し出がございました。道路の幅員・構造等が町道路線の認定基準を満たしているため、町道として認定を求めるものでございます。

資料の1ページ目をお願いいたします。

認定する路線。路線番号 366、路線名 東安堵135号線、起点が東安堵1342-5、終点が東安堵1342-7、幅員が最小6.0メートル、最大8.0メートル。延長は39.4メートルでございます。

次ページには、町全体の位置図及び付近の詳細図の方を付けさせてもらっております。

それでは、表に戻っていただきまして、議案書の方を朗読させていただきます。

議案第6号 町道路線の新規認定について

町道路線を別紙のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっております議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 日程第12 議案第7号「山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 住民課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、議案第7号「山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約の変更について」を御説明させていただきます。

内容といたしましては、新ごみ処理施設「やまとecoクリーンセンター」、「やまとecoリサイクルセンター」の開業に伴いまして、当組合の事務所の所在地を変更する必要があり、変更するには構成10市町村の議決が必要となるため、山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約の一部変更についてを本議会に上程するものでございます。

詳細につきましては、議案書2ページ、最後のページですけれども、新旧対照表により御説明させていただきます。

現行、組合の事務所の位置ですが、天理市役所の所在地であります「川原城町605番地に置く。」を改正案としましては、この度、新ごみ処理施設の住所地であります「櫛本町3246番地1に置く。」に改正させていただきます。

なお、施行期日につきましては、令和7年8月1日からとさせていただきます。

以上でございます。

それでは、戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号 山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(近藤晃一) 起立全員です。お座りください。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長(近藤晃一) 続きまして、日程第13 報告第3号「令和6年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事(池田佳永) はい、議長。

議長(近藤晃一) はい。池田理事。

(池田理事 登壇)

理事(池田佳永) 事業課の池田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、報告第3号「令和6年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について」を御説明させていただきます。

本案件は、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項により、毎年度の終了後2か月以内に決算書及び事業報告を作成し、町に提出するものでございます。

令和6年度事業の概要及び収支決算等について報告させていただきます。議案書の4ページをお開きください。

令和6年度安堵町土地開発公社事業報告でございます。当社は、公有地の拡大の

推進に関する法律に基づいて、安堵町の秩序ある開発と整備を促進するため、公有地の確保及び保有地の管理を行ってまいりました。令和6年度における用地等の先行取得及び売却事業につきましては、実績はございませんでした。

次に、事業の状況でございます。令和6年4月22日、令和5年度収支決算の審査が行われ、同年5月1日、定例理事会におきまして決算の承認をいただきました。次に、令和7年1月24日に定例理事会におきまして、書面決議により令和7年度事業計画及び予算についての承認をいただきました。

続きまして、5ページをお願いいたします。令和6年度公有地の先行取得の実績及び保有地の売却事業の実績は、ともにございません。

続きまして、6ページをお願いいたします。令和6年度土地開発公社決算報告書の方を御説明させていただきます。

収益的収入及び支出の、収入でございます。第1款 事業収益、第1項 公有地取得事業収益につきましては、当初予算1,800万5,000円、補正額0、合計1,800万5,000円。決算額は0でございます。保有地の売却はございませんでしたので、決算額は0となります。

第2款 事業外収益、第1項 受取利息、当初予算額は0、補正額0、合計0。決算額が109円。これは預金利息でございます。

次に、支出でございます。第1款 事業原価、第1項 公有地取得事業原価、当初予算は1,800万5,000円、補正額が0、合計額が1,800万5,000円。決算額は0でございます。収支はございませんでしたので、決算額は0となっております。

次に、7ページの方をお願いいたします。

資本的収入及び支出の、収入でございます。第1款 資本的収入で、第1項 借入金及び第2項 利子補給金ともに当初予算及び補正額、決算額ともに0でございます。

次に、支出でございます。第1款 資本的支出、第1項 公有地取得事業費、第2項 事業外費用、第3項 借入金償還金、当初予算1,800万5,000円、補正0、決算額は0となりました。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

それでは、表紙の方へ戻っていただきまして、朗読させていただきます。

報告第3号 令和6年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令

和6年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

令和7年6月4日報告、安堵町長 西本安博。

以上、御報告でございます。よろしく願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑は、ありますか。

9番（森田 瞳） はい。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 9番 森田でございます。土地開発公社の事業報告また決算報告ということで、毎年1,800万の数を計上しながら、決算をされとるということで、中身の年度内の中での動きというのは、全然なしということでもって、これはもう数年、数十年前から開発公社の、この決算をせざるを得ないということで、その辺のことは事情はよく存じておりますねんけども、その後、訴訟に和解ということの話の中でなっても、どうもダメだということで聞き及んでおまして、その後、これ去年、一昨年あたりからですね、ダメだということで、その理由に弁護士の方に相談しながら、訴訟していく方向に持っていくということで、相当前から、その辺の内容のことに伺っております。

その辺のこの部分について、ちょっとその訴訟の今の現状の状況について、わかりますならば、ちょっと御報告願いたい。

理事（池田佳永） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。池田理事。

理事（池田佳永） 自席より失礼いたします。土地開発公社の方でございますが、昨年、令和6年度ですね、調停の方を赴きまして、数度の調停を行いましたが無事には至らず、調停員の方からも、現状においては進歩がないであろうという提案もございましたので、調停については断念をせざるを得ん状況となりました。

それをもちまして、弁護士と現在相談をさせていただき、次のステップの方へ進む

べく、今、資料の、書類等ですね、調整を図っておる状況でございます。目標といたしましては、最終的には訴訟という方向へ持っていかざるを得んというふうに担当課としても思っております。

以上でございます。

9番（森田 瞳） はい。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 今の現状を聞かせていただいたらば、1年前とまるっきり同じ内容でございます。だから、この1年間、各部長が理事を務めていただいているように私は思っておりますねんけども、その辺のことにに関して理事が、おられる以上の中で、やはりよき案を出していただいて、もう訴訟に踏み切るということであれば、できるだけ早急にですね、この問題を解決し、御本人、当事者おられるわけやから、しっかりとその辺のことは早く解決に向かっていただきたいということをお願いさせていただいて、私の質問を終わります。

議長（近藤晃一） 今、森田瞳議員からお話のあったとおりでございますので、なるべく早く解決するような御努力をいただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

他に、質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） なしと認めます。

これで報告第3号を終結します。

議長（近藤晃一） 最後に、報告事項といたしまして、前森田瞳議長が奈良県町村議会議長の理事として御尽力されたことについて、5月29日に奈良県町村議会議長会会長より感謝状を授与されましたので御披露させていただきます。おめでとうございます。

(拍手)

議長(近藤晃一) 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は6月5日、明日午前10時の開会です。一般質問を予定しています。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でした。

散 会

午前11時19分
